

■ 要安全確認計画記載建築物(通行障害既存耐震不適格建築物)の耐震診断結果の一覧表

【法第7条第二号に掲げる建築物で耐震診断の結果の報告期限が令和3年3月31日のもの】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価(I, II, III)	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	みゆきビル	三重県伊勢市岡本1丁目102-2	事務所	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.35$ $q=1.42$	II	-	-	
2	日本浄化槽水道工事株式会社 社屋	三重県名張市蔵持原出528-12	事務所兼住居	8-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{s0}=0.59$ $C_{TU} \cdot S_D=0.274$	II	-	-	
7	南海カツマ株式会社 熊野支店	三重県熊野市井戸町4935番地	事務所	8-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{s0}=0.51$ $C_{TU} \cdot S_D=0.300$	II	-	-	
8		三重県熊野市井戸町535-13	専用住宅	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.47$ $q=1.886$	II	-	-	
9		三重県熊野市木本町145番地	倉庫付き住宅	8-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{s0}=0.75$ $C_{TU} \cdot S_D=0.469$	II	-	-	
10	M'sビル	三重県熊野市有馬町字沖207-7	住宅兼事務所兼用共同住宅	8-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{s0}=0.63$ $C_{TU} \cdot S_D=0.392$	II	-	-	
11	糸川屋製菓株式会社社屋	三重県熊野市有馬町5410番地	製菓工場	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.18$ $q=0.750$	I	-	-	
13	名輪ロータリーサービス	三重県志摩市阿児町鶴方2994-2	店舗兼住宅	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.004$ $q=0.01$	I	-	-	
14	丸ビル	三重県伊賀市上野丸之内55-4、56-9	貸事務所	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.02$ $q=0.10$	I	-	-	
16	有限会社トミスミート倉庫	三重県三重郡川越町大字豊田185-3ほか4筆	倉庫	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.05$ $q=0.21$	I	耐震改修	令和5年4月	
17		三重県多気郡大台町大字佐原字東通555-7	事務所併用住宅	8-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{s0}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_D=0.66$	III	-	-	
18	大台佐原電話交換所	三重県多気郡大台町佐原字上中通800-1外	電報電話局	8-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{s0}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_D=0.65$	III	-	-	
19		三重県度会郡大紀町滝原214-1	専用住宅	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.03$ $q=0.10$	I	-	-	
20	与太呂寿司	三重県北牟婁郡紀北町東長島字トノス415番地9	飲食店(寿司店)	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.05$ $q=0.21$	I	-	-	
21	林工作所	三重県北牟婁郡紀北町長島字加田1707-9	鉄骨加工工場	6-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.03$ $q=0.14$	I	-	-	

※ 除却により欠番 ⇒ No.5・No.12・No.15

※ 第一次緊急輸送道路の見直しにより欠番 ⇒ No.3・No.4・No.6

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性(※)			
		I	II	III	
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。	
1	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第一号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_w < 0.7$	$0.7 \leq I_w < 1.0$	$1.0 \leq I_w$	
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
3	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第三号に定める建築物の耐震診断の方法	-	基準に適合しない	基準に適合する	
4	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
5	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点	
6-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1978年版)	$V_R/V_I < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 < V_R/V_I$	
6-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
7-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	-	-	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$	
7-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	-	-	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$	
8-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1977年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$	
8-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$	
				$1.25 < C_T \cdot S_D$	
8-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$	
8-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$	
8-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$

8-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
9	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」		$Q_u / \alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u / \alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u / \alpha \cdot Q_{un}$ かつ $GIs < 1.0$
					$1.0 \leq GIs$
10	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
11	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」		上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
12	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」		$P/Q < 0.5$	$0.5 \leq P/Q < 1.0$	$1.0 \leq P/Q$
13-1	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u / Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u / Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u / Q_{un}$
13-2	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u / Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u / Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u / Q_{un}$
		換算壁量 $<$ 基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量 $<$ 基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量	
		換算壁枚数 $<$ 基準壁枚数/2	基準壁枚数/2 \leq 換算壁枚数 $<$ 基準壁枚数	基準壁枚数 \leq 換算壁枚数	
13-3	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥梁付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u / Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u / Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u / Q_{un}$
		換算壁量 $<$ 基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量 $<$ 基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量	
		換算壁長 $<$ 必要壁長/2	必要壁長/2 \leq 換算壁長 $<$ 必要壁長	必要壁長 \leq 換算壁長	
14	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		-	-	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
15	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法		$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
16	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」		-	-	要件を全て満たす
17	一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準		-	耐震診断基準に適合しない	耐震診断基準に適合する
18	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		-	-	確認できる

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
 損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。